

# 美しいまちづくり条例 10月1日施行

安全で快適な環境を保ち、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とした『笠松美しいまちづくり条例』が10月1日から施行されます。（広報7月号で既報）  
次のような行為は禁止となり、処分を受けることがあります。

## 空き缶等のポイ捨て



持ち帰ったり、回収容器へ収納しましょう

## 容器等の散乱放置



事業者は回収容器の設置・適正管理をしましょう  
ごみステーションを清潔に保持しましょう

## 飼い犬等のふんの放置



散歩時には回収容器を携帯しましょう

## 雑草の繁茂<sup>はんも</sup>の放置



雑草が生い茂らないようにしましょう

指導・勧告

措置命令

氏名等の公表

5万円以下の  
罰金・過料